

議案第22号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条中「児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。）」を「児童」に、「当該児童等」を「当該児童」に改める。

第74条第2項第3号ウ中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。